エバーグリーン・リテイリング株式会社
電気供給約款（グリーンタイムプラン）
別紙 I

2026 年 8 月 1 日より施行の電気供給約款 13（料金）に規定する料金は以下のとおりとします。本別紙 I の適用日は 2026 年 11 月 1 日とします。

1．プランの特徴

本プランは、日本卸電力取引所のスポット市場価格に連動して、お客さまの電気料金単価が 30 分ごとに変動するプランです。市場価格の動向により電気料金が大きく上下する可能性があります。価格変動のリスクをご理解いただいたうえでご契約いただくようお願いいたします。EGR がお客さまに供給する電気について、再エネ指定の非化石証書を利用して、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする予定のプランです。当社がお客さまに供給する電気に関する調達計画、電源構成、非化石証書の使用状況およびメニュー別 CO2 排出係数については、EGR ホームページに掲載しておりますので、EGR ホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。（https://www.egmkt.co.jp/newsroom/powerconfig/）

2． 料金等

（北海道エリア）

料金プラン ： 北海道 GT 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

(ｲ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。また、基本料金の算定上、10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。

(ﾛ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 契約電力

契約電力は、契約電流 10 アンペアあたりを 1 キロワットとみなします。

ホ 料金

料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、別表 3(電力量料金)によって算定された電力量料金、および別表 4(容量拠出金等相当額)によって算出された容量拠出金等相当額の合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金

一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価（接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合）を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金

別表 2（従量加算料金）によって算定された金額といたします。

(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。

(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金

別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額

別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 北海道 GT 従量電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出いただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 契約電力

契約電力は、契約容量 1 キロボルトアンペアあたりを 1 キロワットとみなします。

ホ 料金

料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、別表 3(電力量料金)によって算定された電力量料金、および別表 4(容量拠出金等相当額)によって算出された容量拠出金等相当額の合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金

一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価（接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合）を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金

別表 2（従量加算料金）によって算定された金額といたします。

(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の

基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 北海道 GT 低圧電力
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）
または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量1キロワットあたりを1キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および別表2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金の合計といたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。
ヘ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における動力標準接続送電サービスで定める基本料金単価(主開閉器により接続送電サービス契約容量を定める場合)を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算出いたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた動力標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

（東北エリア）

料金プラン ： 東北 GT 従量電灯 B
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約電流
(ｲ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。また、基本料金の算定上、10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。
(ﾛ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ 契約電力
契約電力は、契約電流 10 アンペアあたりを 1 キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、別表 3(電力量料金)によって算定された電力量料金、および別表 4(容量拠出金等相当額)によって算出された容量拠出金等相当額の合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価（接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合）を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算定された金額といたします。

(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 東北 GT 従量電灯 C
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量 1 キロボルトアンペアあたりを 1 キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、別表 3(電力量料金)によって算定された電力量料金、および別表 4(容量拠出金等相当額)によって算出された容量拠出金等相当額の合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価（接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合）を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算定された金額といたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 東北 GT 低圧電力
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）
または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量1キロワットあたりを1キロワットとみなします。

ホ 料金
料金は、基本料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および別表2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金の合計といたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。
ヘ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における動力標準接続送電サービスで定める基本料金単価(主開閉器により接続送電サービス契約容量を定める場合)を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算出いたします。

(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた動力標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

（関東エリア）

料金プラン ： 関東 GT 従量電灯 B
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約電流
(ｲ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。また、基本料金の算定上、10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。
(ﾛ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ 契約電力
契約電力は、契約電流 10 アンペアあたりを 1 キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、別表 3(電力量料金)によって算定された電力量料金、および別表 4(容量拠出金等相当額)によって算出された容量拠出金等相当額の合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価（接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合）を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算定された金額といたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 関東 GT 従量電灯 C
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出いただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量 1 キロボルトアンペアあたりを 1 キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、別表 3(電力量料金)によって算定された電力量料金、および別表 4(容量拠出金等相当額)によって算出された容量拠出金等相当額の合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価（接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合）を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算定された金額といたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の

基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 関東 GT 低圧電力
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）
または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量1キロワットあたりを1キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および別表2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金の合計といたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。
ヘ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における動力標準接続送電サービスで定める基本料金単価(主開閉器により接続送電サービス契約容量を定める場合)を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算出いたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた動力標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

（中部エリア）

料金プラン ： 中部 GT 従量電灯 B
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約電流
(ｲ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。また、基本料金の算定上、10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。
(ﾛ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ 契約電力
契約電力は、契約電流 10 アンペアあたりを 1 キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、別表 3(電力量料金)によって算定された電力量料金、および別表 4(容量拠出金等相当額)によって算出された容量拠出金等相当額の合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価（接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合）を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。
従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算定された金額といたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。

(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 中部 GT 従量電灯 C
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量 1 キロボルトアンペアあたりを 1 キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、別表 3(電力量料金)によって算定された電力量料金、および別表 4(容量拠出金等相当額)によって算出された容量拠出金等相当額の合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価（接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合）を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算定された金額といたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 中部 GT 低圧電力
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）
または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量1キロワットあたりを1キロワットとみなします。

ホ 料金
料金は、基本料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および別表2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金の合計といたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。
ヘ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における動力標準接続送電サービスで定める基本料金単価(主開閉器により接続送電サービス契約容量を定める場合)を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算出いたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた動力標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

（北陸エリア）

料金プラン ： 北陸 GT 従量電灯 B
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約電流
(ｲ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。また、基本料金の算定上、10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。
(ﾛ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ 契約電力
契約電力は、契約電流 10 アンペアあたりを 1 キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、別表 3(電力量料金)によって算定された電力量料金、および別表 4(容量拠出金等相当額)によって算出された容量拠出金等相当額の合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価（接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合）を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算定された金額といたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 北陸 GT 従量電灯 C
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量 1 キロボルトアンペアあたりを 1 キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、別表 3(電力量料金)によって算定された電力量料金、および別表 4(容量拠出金等相当額)によって算出された容量拠出金等相当額の合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価（接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合）を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算定された金額といたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 北陸 GT 低圧電力
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）
または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量1キロワットあたりを1キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および別表2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金の合計といたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。
ヘ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における動力標準接続送電サービスで定める基本料金単価(主開閉器により接続送電サービス契約容量を定める場合)を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算出いたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた動力標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

(近畿エリア)

料金プラン ： 近畿 GT 従量電灯 A
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 最大需要容量
最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実状に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。
ニ 契約電力
契約電力は、4 キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金によって算定された合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価(最大需要電力値により接続送電サービス契約電力を定める場合の契約電力 6 キロワットまで)を適用いたします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算出いたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表３（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表４（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 近畿 GT 従量電灯 B
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が
技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量１キロボルトアンペアあたりを１キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金によって算定された合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価(主開閉器により接続送電サービス契約容量を定める場合)を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表２（従量加算料金）によって算出いたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表３（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表４（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 近畿 GT 低圧電力
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）
または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量1キロワットあたりを1キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および別表2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金の合計といたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。
ホ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における動力標準接続送電サービスで定める基本料金単価(主開閉器により接続送電サービス契約電力を定める場合)を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表２（従量加算料金）によって算出いたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた動力標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表３（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

（中国エリア）

料金プラン ： 中国 GT 従量電灯 A
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 最大需要容量
最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実状に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。
ニ 契約電力
契約電力は、4 キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金によって算定された合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価(最大需要電力値により接続送電サービス契約電力を定める場合の契約電力 6 キロワットまで)を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算出いたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 中国 GT 従量電灯 B
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が
技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量 1 キロボルトアンペアあたりを 1 キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金によって算定された合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価(主開閉器により接続送電サービス契約容量を定める場合)を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算出いたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 中国 GT 低圧電力
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）
または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 契約電力
契約電力は、契約容量1キロワットあたりを1キロワットとみなします。

ホ 料金
料金は、基本料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および別表2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金の合計といたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

ホ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における動力標準接続送電サービスで定める基本料金単価(主開閉器により接続送電サービス契約電力を定める場合)を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算出いたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた動力標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

（四国エリア）

料金プラン ： 四国 GT 従量電灯 A

イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 最大需要容量
最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実状に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

ニ 契約電力
契約電力は、4 キロワットとみなします。

ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金によって算定された合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価(最大需要電力値により接続送電サービス契約電力を定める場合の契約電力 6 キロワットまで)を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算出いたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 四国 GT 従量電灯 B

イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が

技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 契約電力

契約電力は、契約容量１キロボルトアンペアあたりを１キロワットとみなします。

ホ 料金

料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金によって算定された合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金

一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価(主開閉器により接続送電サービス契約容量を定める場合)を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金

別表 2（従量加算料金）によって算出いたします。

(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金

別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額

別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 四国 GT 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 契約電力

契約電力は、契約容量1キロワットあたりを1キロワットとみなします。

ホ 料金

料金は、基本料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および別表2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金の合計といたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

基本料金

一般送配電事業者の託送約款における動力標準接続送電サービスで定める基本料金単価(主開閉器等により接続送電サービス契約電力を定める場合)を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金

別表 2（従量加算料金）によって算出いたします。

(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた動力標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。

(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金

別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額

別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

（九州エリア）

料金プラン ： 九州 GT 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約電流
(ｲ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。また、基本料金の算定上、10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。
(ﾛ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ 契約電力
契約電力は、契約電流 10 アンペアあたりを 1 キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、別表 3(電力量料金)によって算定された電力量料金、および別表 4(容量拠出金等相当額)によって算出された容量拠出金等相当額の合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価（接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合）を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算定された金額といたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 九州 GT 従量電灯 C
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量 1 キロボルトアンペアあたりを 1 キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、別表 3(電力量料金)によって算定された電力量料金、および別表 4(容量拠出金等相当額)によって算出された容量拠出金等相当額の合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における電灯標準接続送電サービスで定める基本料金単価（接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合）を適用いたします。当該単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表 2（従量加算料金）によって算定された金額といたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた電灯標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表 3（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表 4（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。

料金プラン ： 九州 GT 低圧電力
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）
または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 契約電力
契約電力は、契約容量1キロワットあたりを1キロワットとみなします。
ホ 料金
料金は、基本料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および別表2（従量加算料金）によって算出された託送従量料金、サービス提供料金、および電力量料金の合計といたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。
ヘ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

基本料金
一般送配電事業者の託送約款における動力標準接続送電サービスで定める基本料金単価(主開閉器により接続送電サービス契約容量を定める場合)を適用いたします当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。

従量加算料金
別表２（従量加算料金）によって算出いたします。
(ｲ) 託送従量料金は一般送配電事業者の託送約款で定められた動力標準接続送電サービスにおける電力量料金単価を適用いたします。当該一般送配電事業者の基本料金単価が変更された場合には、当社が別段の定めを行う場合を除き、当該変更後の単価を自動的に適用するものとします。
(ﾛ) サービス提供料金

単位	料金(税込)
1kWh	6 円 80 銭

電力量料金
別表３（電力量料金）によって算定された金額といたします。

容量拠出金等相当額
別表４（容量拠出金等相当額）によって算定された金額といたします。